

# 令和7年度 台東区障害福祉サービス事業者等指導監査実施方針

令和7年5月1日

7台福福第197号

## 1 基本方針

台東区障害福祉サービス事業者等指導監査実施要綱（平成24年9月1日付24台福障第587号。以下「実施要綱」という。）第2条に定める指導は、実施要綱第1条に定める障害福祉サービス事業者等に対し、制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適切な事業運営を確保する観点に立ち、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービス等（以下「サービス」という）の提供並びに質の向上、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることに主眼を置いて実施する。

また、実施要綱第6条に定める監査については、各種法令・条例等の違反、自立支援給付に係る費用等の不正請求又は不適切なサービスの提供が明らかな場合に、障害者（児）福祉制度への信頼維持及び利用者保護の観点から、公正かつ適切な措置を採ることに主眼を置いて実施する。

なお、指導及び監査の実施に当たっては、東京都や関係区市町村と適宜連携し、指導検査等体制の一層の充実・強化を図る。

## 2 指導の重点項目

指導の重点項目は、次の（1）及び（2）に定めるところによるものとする。

### （1）事業運営の適正化と透明性の確保

- ア 職員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 有資格者により提供すべきサービスが、無資格者により提供されていないか。
- ウ 自立支援給付費等算定に関する告示を理解した上、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付等が請求されているか。
- エ 会計基準等に則った適切な経理処理がなされ、その上で、計算書類が作成されているか。
- オ 管理者が従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に指定基準を遵守させているか。
- カ 運営規程、決算書類等の利用者のサービス選択に資する情報を提供しているか。

### （2）利用者保護とサービスの質の確保

- ア 個別支援計画等が利用者の個々の状況に則して作成・記録されるとともに、見直しが図られ、適切な支援が行われているか。
- イ 利用者に対し、事業者等による虐待行為や身体拘束などを行っていないか。  
また、利用者の人権擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。

- ウ 施設入所支援や生活介護、共同生活援助を行う事業所において、非常災害時の対応について、具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。
- エ 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止対策が講じられているか。
- オ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。
- カ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続きの説明並びに同意（個人情報利用を含む。）が適切に行われているか。
- キ 感染症及び災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが提供できる体制を構築しているか。

### 3 監査の重点項目

監査の重点項目は、次のとおりとする。

- (1) サービス内容に不正又は著しい不当がないか。
- (2) 自立支援給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当がないか。
- (3) 不正な手段により指定を受けていないか。
- (4) 人員基準違反等の重大な基準違反はないか。
- (5) 帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- (6) 業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。
- (7) 障害者虐待防止法に定める虐待に該当する疑いのある、必要以上の身体的拘束や人権侵害が行われていないか。

### 4 指導及び監査の実施単位及び体制

指導及び監査の実施単位及び体制は、次のとおりとする。

#### (1) 実施単位

事業又は施設を単位として実施する。なお、社会福祉法人検査が行われる場合にあっては、当該検査と併せて運営指導を行うよう努めるものとする。

#### (2) 実施体制

運営指導を行う場合にあっては、区の職員2名以上で検査班を編成するものとし、施設又は事業の規模・内容、事案の性質に応じ、適宜人選するものとする。

### 5 指導の実施方法及び対象選定

#### (1) 実施方法

##### ・ 集団指導

一定の場所に集めて講習等を行う方法又はオンライン会議システム、ホームページ等（以下「オンライン等」という。）で動画を配信する等の方法により行う。

##### ・ 運営指導

原則として、実施単位ごとに日程等を策定し、障害福祉サービス事業者等の

事業所等に赴き、実地において実施する。

なお、実地でなくても確認できる内容については、必要に応じ、事業所等の関係者等呼び出し、執務室等において実施する方法及びオンライン等を活用した方法で確認する。

(2) 対象選定

・ 集団指導

実施要綱第3条第1項に基づき、集団指導を行うことが適当と認められる障害福祉サービス事業所等を対象とする。

・ 運営指導

対象事業者は、実施要綱第3条第2項に掲げる基準に基づき、原則として、令和7年4月1日時点で現存する障害福祉サービス事業者等の中から選定するものとする。ただし、必要と認める場合には、年度途中で指定を受けた障害福祉サービス事業者等についても、運営指導の対象とする。